

厚生常任委員会

令和2年2月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎濱 真理子	○嶋田 善行	齋藤 文夫
中川 靖広	小城 世督	奥村 容子
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
福祉子ども課長	中尾 歩美	福祉子ども課長補佐	西川美奈子
長寿福祉課長	中原 潤	長寿福祉課長補佐	田口 昌孝
同 課 長 補 佐	羽根田久枝	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	徳田 貴世	国保医療課長	猪川 恭弘
国保医療課長補佐	細川 友希	環境対策課長	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	住 民 課 長	関口 修
同 課 長 補 佐	小澤香代子		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、齋藤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、嶋田委員、齋藤委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

それでは初めに、1. 継続審査を議題といたします。（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、ごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会についてでございます。

昨年12月25日、奈良市役所において、構成各市町の副市長・副町長出席のもと、第11回目となります合同勉強会が開催されました。内容といたしましては、まず、奈良市から現状説明として、奈良市の七条地区を建設候補地として検討していることや、建設候補地地元自治会等に対する説明会の進捗状況、また、今後の取り組みについて説明がございました。また、各市町の焼却施設等の現状説明などが行われました。また、奈良市からは、今後の方向性として、用地確保の目途がついた段階で、副首長レベルの検討を経て、最終的には広域化で進んでいくことの方針を固めた上で、首長レベルの協議会に発展させていきたいとの提案があり、それまで

は合同勉強会や実務者会議を開催し、課題や実施組織体制などの検討協議を行っていききたいとの報告がございました。

次に、斑鳩町一般廃棄物処理基本計画の改定及び斑鳩町災害廃棄物処理計画の策定についてでございます。本町におけるごみ処理施策の総合的・計画的な推進の基本となります一般廃棄物処理基本計画であります。現計画が令和2年度末までの計画となっておりますことから、令和3年度から令和12年度を計画期間とした基本計画の改定に向け取り組んでまいります。また、災害が発生した場合の廃棄物処理について適正な処理と再生利用を確保するとともに、円滑かつ迅速に処理することを目的とした基本的な方針となる災害廃棄物処理計画の策定に向け取り組んでまいります。

次に、昨年12月29日及び30日に実施いたしました年末ごみ持込み事業についてご報告をさせていただきます。今回の年末ごみ持込事業につきましては、一昨年同様の内容で、両日とも午前8時30分から午後3時まで、衛生処理場の1会場で実施をしたところであります。まず、12月29日午前8時30分から午後3時までの持込件数は597件、昨年に比べ268件の増でございました。また、12月30日、午前8時30分から午後3時までの持込件数は1,356件、昨年に比べ323件の増、2日間の持込件数は1,953件、昨年に比べ591件の増でございました。年末年始の休暇が例年に比べ長かったことが、来場者件数の増の要因であるものと考えております。また、心配をしておりました会場周辺の交通渋滞等でございますが、会場であります衛生処理場外へ車両が渋滞することもなく、円滑に事業を実施することができたところでございます。

次に、資源物共通指定袋の自治会配布についてであります。資源物共通指定袋による収集につきましては、モデル事業実施後のアンケート結果から、令和2年度より全町実施に向け取り組んでいくことを、前年11月19日開催の当委員会でご報告をさせていただいたところでございます。

現在、住民の皆様へ配布をいたします令和2年度用の資源物共通指定袋を製作発注しているところでございますが、このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、製作地である中国の工場の生産停止状態が長期化しており、製作中の共通指定袋の納入が大幅に遅延すると受注者から連絡を受けたところでございます。当初、2月26日の納品で、3月3日から

順次、自治会へ配布を予定しておりましたが、納品期日の延長の連絡を受け、去る2月12日付で各自治会長宛文書並びに自治会回覧におきまして、現在の状況と配布日の延期のお知らせを行ったところであります。また、自治会未加入者の皆様に対しましては、3月号広報紙、広報3月号お知らせ版、町ホームページ及びごみ分別アプリにおいて、お知らせを行うこととしております。現在の状況であります。2月10日に工場の再稼働を確認いたしましたが、再稼働後も、製作地であります福建省廈門市への市外からの流入規制等から、従業員も不足しており、稼働状況も10パーセント程度ということであり、状況改善が難しい状況から受注者から納品が4月以降にずれ込むといった連絡を受けたところであります。今後は、受注者とも状況確認を逐次行うとともに、納品日程が確実に決まりましたら、1日でも早く、住民の皆さまに配布できるよう体制を整えてまいりたいと考えております。このことから、急遽、3月議会へ本事業にかかる予算の繰越明許の手続きをさせていただきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 3月に配布するやつは延期ということでええねな。自治会長宅へ持ってきてもらうのは、3月にけえへんねんな。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策 はい。その通りでございます。

課長

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 そうしましたら、新年度分は現在使っている分を配布されるんでしょう

か。それとも予備で少しだけ配布されるのか。ない人は取りに来なさいというのか、その方向性を教えてもらいたいと思います。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 現時点ではご自宅でお持ちいただいている袋でご対応いただくことになるかと思えます。それで不足する分につきましては、申し訳ございませんが、環境対策課窓口にお越しいただきましたら次の納品までの間の分として、現在の袋をお渡しさせていただき予定としております。

齋藤委員 現在の分、まだ予備がいっぱいでもないけども、配布するぐらいはある、1か月、2か月分はあるというような感じですか。

環境対策課長 現在の資源物の指定袋ですが、在庫は多少はございますけれども、全世帯にまんべんなく配布する枚数は、現在ないという状態でございます。

齋藤委員 そしたら住民にはどんな形で、もう3月中に配布できないということになりましたら、早めに住民のほうに配布できないので、こうしてくださいというふうな連絡は、どのような形でされるのでしょうか。

環境対策課長 現在、2月12日付けで、各自治会長及び自治会回覧におきまして、当初予定しておりました袋が配布できないということで、まず予定日には皆さんのお手元に届かないという形で周知をさせていただいております。今後その状況が、納品の状況が不確定なところから、新たに住民さんに3月中に届かないという周知をさせていただくかどうかについては現在ちょっとまだ検討中でございます。

齋藤委員 でも、自治会長宛の文書を見ますと3月の中旬頃には届きますと書いてましたんで、やはり自治会長としては、もう2月末位には何日に配布しますということで連絡来るのを待っているんじゃないかなと、自治会の役員も配布するために日程をあけておく準備というのはあるかと思えますけど

も、できないんだったら、早めに連絡したほうが混乱起きないんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 今、申しあげましたように、まずこの納品の遅れというのがわかりましたのが2月に入ってからでございまして、当初は3月の中旬頃には納品できるだろうというのを事業者からまず連絡をいただいております。その状況の中で、まず当初自治会長様宛に納期が遅れますよということの文書でご案内をさせていただいております。その後、中国のほうの稼働状況が先ほど申しあげましたように、10パーセント程度しか今稼働ができないというところの状況の中で、週明けに事業者と打ち合わせをさせていただく予定となっておりますので、そのあたりの状況を踏まえながら、適切にまた住民の方に対しまして周知をさせていただきたいと考えております。

齋藤委員 決まりましたら、早めに自治会長宛に、こうこうなります、自治会の皆さんにはこう伝えてくださいというふうな形でやったほうが、自治会長も自治会の皆に回覧まわしてますんで、いついつ、3月中旬には配布になりますって回覧まわってますんで、住民の皆さんもやはり来るといふふうに理解してると思いますんで、そしたら住民の皆さんから自治会長宛にどうなってんだって話が来るといふふうに、確定したらっていつか早めに連絡したほうがいいと思いますんで、その点よろしく願います。

委員長 中川委員。

中川委員 今回の回覧は作ってくれる気はないの。自治会宛の回覧。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 回覧でございます、周知の、その分はこちらのほうでまた準備をさせていただきます。

中川委員 いろいろ。

環境対策
課長 先ほど部長が申しあげました、来週の業者との打ち合わせでいろんな情報
報が得られるかなと思いますので、それで、住民の方に周知する形で自治
会長さんに配布する文書につきましては、回覧の分も付けてお渡しをさせ
ていただきたいというふうに考えております。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 最初のごみの焼却場、5市町で相談されているという話ですけども、先
ほどの話では11回やられたという話でありますけども、いろんな経緯が
あるんでしょうけども、だいたいの見込みというんですかね、11回やら
れた結果、これからどのぐらいの期間で最終結論出て、それがどのぐらい
の期間で焼却場できるものなのか、目途というか、見通しというか、今頭
に浮かんでいるものがありましたら、教えてもらいたいと思いますけども。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 この勉強会で最大の課題となっておりましたのが、建設候補地の選定で
ございますけれども、先般、奈良市から、その建設候補地を奈良市七条地
区で検討し、自治会説明会などに取り組んでいる旨の説明がございました。
今後、建設用地の確保ですね、予定地は決まりましたけども、確保に一定
の目途がついた段階で、今度首長レベルへステップアップしていくという
こととなっております。そうなりますと、できるだけ早期に奈良市さんか
らも早期になんとか枠組みを確定したいと意向がございますので、参加の
可否について判断を行っていくものではないかというふうに考えておりま
す。ただ、各市町のごみ処理施設の現状というんですかね、そういったも
のも事情も異なっておりますことから、また参加の可否をする、今現在、
判断材料もほとんどないような状況でございますことから、見通しはちょ
っと不透明な状況となっているところでございます。

齋藤委員 なんべんもしつこくてすみませんが、見通し不明確っていうことは例えば10年単位、5年単位、そんなイメージなんですか。
例えば5年とかっていうのは難しいかもわかりませんが。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活 いま奈良市が考えておられるのが、一応、令和11年度稼働計画という部長 ことで考えておられます。ただし、先ほど課長申しあげましたように、用地の関係等もどうなっていくかもわかりませんし、あと具体的に参加するときにあたってどのぐらいのコストっていうものがまず今まだ具体的なものが示されておりませんので、町としましては、今参加させていただいているのは、あくまでも自区内処理の中のひとつの選択肢として参加をさせていただいておりますので、そういったことも踏まえまして現状ではどういった形で進んでいくかというのは確定しておりませんので、よろしくお願ひします。

齋藤委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。小城委員。

小城委員 先ほどから出ているゴミ袋の遅れの話なんですけど、これまず自治会に回っているのが2月12日で、これ、もともと議会に報告するとかいう、そういう想定はなかったんでしょうか。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活 当時、わかりましたのが、2月6日付けで事業者から遅延があるという部長 ふうな報告がございましたので、議会の方々に、議員の皆さまに対しましてはこの厚生委員会がございましたので、こちらで報告をさせていただきたいというふうを考えておりました。

小城委員 自治会に出回ってしまうと、住民さんから聞かれることもありますので、できるだけ早く教えてほしかったなっていうのが1点。あとですね、中川委員がおっしゃったように、また3月入ってくるってわかった時に、自治会に回す回覧の内容なんですが、文章的にも見てますと、2月12日に送った分ですけど、「自治会長様と配達日の日程調整をさせていただきますし皆様へ配布させていただきますので」という、話したりしているとわかるんですけど、文章で見ると、「させていただきますので」が2個続いていたりとか、ちょっと文章的におかしいと思うんで、その辺も留意していただいで出していただければと思います。

委員長 他にはございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 国民健康保険税の適正な税率について、理事者の報告を求めます。
猪川国保医療課長。

国保医療 それでは(1)国民健康保険税の適正税率についてご報告申しあげます。
課長 令和元年、昨年12月の委員会でご報告を申しあげました、令和2年度以降の国民健康保険税の適正な税率について、12月18日及び2月12日に開催いたしました国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、ご議論いただいたところであります。

議論の主な論点としましては、令和6年度での県下統一保険料率に向けて、各市町村が個々の保険料率の見直しを進める中で、奈良県の運営方針の中間年度に当たります令和3年度で納付金の算定に用いる収納率の取扱いや保険料及び一部負担金の減免の取扱いといった内容の見直しが予定さ

れている状況のなかで、令和2年度に税率改定を進めていくのが良いのか、あるいは中間見直しで示される、新たに示される予定の保険料率の目標値が見えてくる令和2年度におきまして、3年度以降の方針をきっちり定めていくのがよいのかという点で議論いただいたところでございます。

各委員からは、団塊の世代が後期高齢者になっていくなか、赤字も減少し、医療費も今後どうなっていくかわからないなかで、ようすを見てはどうかという意見、また、県が示している保険料率と斑鳩町の率とのギャップが急激な住民の負担とならないよう段階的に見直していくほうがよいのではないかというご意見、後期高齢者医療の影響や医療費の見込みなど不透明な部分が多いなかで、令和3年度からの見直しについては、そうした情報がもう少し見えてくることから、そこで改めて令和6年度までをどうしていくかということを経験してはどうかというご意見など、さまざまございました。

このため、会長によりまして意見集約いただきまして、運営協議会としましては、現状では医療費の見込みや後期高齢者制度の動向など、不透明な部分が多いことから、県の令和3年度の中間見直しにあたっては、現状よりさらに精度の高い情報が出てくると考えられることから、保険料率に関する情報等をしっかりと収集、精査し、改めて令和6年度までを検討すべきであるとの結論にいたったところでございます。

そのため、令和2年度につきましては、現行税率でも黒字が見込まれることから、現行の税率を据え置くものとし、奈良県の動向に注視しながら適切な対応を図るようにとの答申をいただいたところでございます。この答申をもとに、町といたしましても検討をさせていただきましたところ、令和3年度の見直し内容が明確になってくる来年度に改めて、令和6年度までの税率改定を検討してまいりたいというところになったところでございます。以上、委員の皆様には、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは次に進みます。（２）幼稚園、保育園等教材費などの援助事業の実施について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、福祉子ども課が所管する、令和２年度の主な新規事業について説明させていただきます。

はじめに、（２）幼稚園、保育園等教材費などの援助事業の実施についてであります。資料の１をご覧ください。

本事業は、低所得者で生計が困難である者の子どもが、認可保育所、認定こども園、町立幼稚園等の新制度移行の幼稚園、地域型保育事業等の保育施設を利用する場合において、当該保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の一部を補助する制度を創設するものであります。本事業につきましては、今年度、策定作業を進めております「第２期子ども・子育て支援事業計画」におきまして、子どもの約７人に１人が貧困状態であると言われる中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが健やかに成長することができる環境の整備を進めるとしており、子どもの貧困対策の取り組みのひとつとして、新たに実施するものであります。

まず（１）対象であります。生活保護法による被保護世帯の保護者としております。次に（２）対象となる費用であります。保育園等で必要となる日用品、文房具、施設主催のものに限る行事参加費等としております。次に（３）助成額は、子ども１人につき月額２，５００円、年額上限では３０，０００円で、子ども・子育て支援交付金を活用することとしており、補助率は、国３分の１、県３分の１となっております。次に（４）支給方法であります。一旦支払った領収書を添付して申請していただく償還払いとしております。最後に（５）助成開始であります。令和２年４月１日以降に購入した日用品・文房具等から助成いたします。

以上、幼稚園、保育園教材費などの援助事業の実施についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

嶋田委員。

嶋田委員 対象となる費用なんですけど、日用品いうたら幼稚園、保育園で使うものなんですか、それとも家庭でお絵かきをすると、色鉛筆を買ったと、それも対象になるんですか、そこら辺どういうふうに分けているのか教えてください。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 こちらにつきましては、園で必要となるものということでございまして、お家でお絵かきをするために買われたものについては対象となりませんが、園で自由帳を買ってきてください、またクレヨンを用意してください、と言われまして購入されたものについては対象となります。それは園で買ってこられた領収書等で確認をさせていただく予定としております。

嶋田委員 園で一括して行政に対して申請するという形なんですか。それと、園で使う日用品、ハンカチやとか、いろいろなものあると思うんです。靴下等やとか、そのらへんもちょっと詳しく教えてください。

福祉子ども課長 園で一括してではなくて、保護者の方から申請していただく方式を取らせていただきます。保育園におきましては入園に際して準備をしていただくものということで、一覧のリストを保護者の方にお渡しいたしまして、制服、体操服、ズボンといったものは指定のものを指定のお店で買ってくださというようなご案内をしております。それ以外のお手拭きのタオルでありますとか、コップ、お箸、あと文房具類ですね、必要な糊などといったものは、こういったものが必要ですよというリストに基づいて保護者の方がスーパーなどで購入されるということになります。

委員長 他にございませんか。 奥村委員。

奥村委員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、対象が生活

保護の被保護世帯っていうことになってますけども、これは準要保護の世帯は含まれないんですね。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 こちらの事業につきましては、国のほうで「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」というものに基づいて実施するものでして、こちらの実施要件の対象者が生活保護世帯となっておりますので、非課税世帯につきましては対象外となっております。

委員長 他にいかがですか。よろしいですか。 奥村委員。

奥村委員 今後、これを国またそれぞれの町で推し進めていくという方向はあるのでしょうか。

福祉子ども課長 こちらの制度につきましては、平成27年に子ども・子育て新制度ができた時に国で開始された制度でございまして、特に今から推し進めていくといったものではなく、当町としまして子どもの貧困対策としてこういった国の補助事業もございまして、これを活用してやっていこうというものでございます。

奥村委員 町として生活保護世帯の保護者ということですけども、これを大きく対象をひろげて準要保護世帯の保護者という方向で進めていくというのは、お考えありますでしょうか。

福祉子ども課長 非課税世帯すべてを対象とする場合ですね、対象世帯数もかなり拡大いたしまして、そちらの分につきましては全額町の負担、約200万円程度となってまいりますので、こちらにつきましては、国の実施要件と同じ条件で今後も考えていきたいと思っております。

委員長 1点、私からお伺いいたします。

月額2,500円で年額3万円の上限ということですが、先ほどの説明のときに、例えば入園のときには重なってたくさん必要である、そういったときに月額2,500円の上限というのは、何か運用で後の月に回すとか、そういうようなことでしっかり見ていただけるのでしょうか。

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 月額2,500円なんですけれども、年間の総額で助成することができます。保育園の場合、3歳以上が制服等が必要になりまして、3歳未満でしたら年間多くて1万5千円程度の支出となっております、3歳以上でも3万2,3千円程度となっておりますので、この上限の範囲内で可能かというふうに思っております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3)産前産後ヘルパー派遣事業の実施について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、(3)産前産後ヘルパー派遣事業の実施についてであります。資料の2をご覧ください。

本事業は、妊娠中や出産後、体調不良等により、家事や育児が困難であるが、まわりに頼れる人がおらず、支援を受けることができない家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児を援助することで、育児不安を軽減することを目的に実施するものであり、ヘルパーの派遣業務につきましては、民間事業者に委託して実施してまいります。また、本事業につきましては、先ほどの教材費の援助事業と同様に、今年度、策定作業を進めております第2期子ども・子育て支援事業計画におきまして、核家族化が進むなか、住み慣れた地域で安心して子育てができる環境の整備を進めることとしており、その取り組みのひとつとして、新たに実施するものであります。

まず(1)対象者であります、町内在住の母子保健コーディネーター

による支援計画が作成された者で、体調不良等のため家事や育児が困難で、周りから支援を受けることのできない人とします。対象者につきましては、保健センター内に設置しております子育て世代包括支援センターにおきまして、支援が必要な妊産婦への相談や訪問を実施されておりますので、保健センターと連携し、対象者の把握及び周知に努めてまいりたいと考えております。次に（２）事業内容は、食事の準備、後片付け、洗濯、掃除、買い物などの家事援助、調乳、おむつ交換、沐浴等の準備及び後片付けなどの育児援助とし、ヘルパーの派遣は保護者が在宅している時に限ります。

次に（３）派遣期間等ではありますが、派遣日時は、月曜日から金曜日の午前９時から午後５時までで、派遣期間は母子健康手帳交付後から産後１年間といたします。利用時間は、１回の利用につき２時間までとし、派遣期間内で６０時間を限度、多胎出産した場合は８０時間を限度といたします。（４）利用方法ではありますが、まず、利用者が利用希望日の２週間前までに町に申請書を提出いたします。次に、町が利用者の状況等を確認したうえで、利用の承認又は不承認を決定し通知します。次に、町が委託事業者にヘルパー派遣を依頼し、委託事業者が利用者と利用の詳細について打ち合わせした後に、ヘルパー派遣を行うという流れとなります。

資料２ページ目をご覧ください。次に（５）自己負担額等ではありますが、市町村民税課税世帯につきましては、１時間あたりの派遣単価３，３００円のうち６００円を自己負担とし、残り２，７００円は町の負担とします。また、初回利用時のみコーディネート料として２，２００円が必要となりますが、こちらにつきましては全額町の負担とします。市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯につきましては自己負担はございません。

なお、本事業につきましては、子ども・子育て支援交付金対象事業となり、補助率は、国３分の１、県３分の１となります。

最後に、（６）事業開始日は、令和２年４月１日を予定しております。

以上、産前産後ヘルパー派遣事業の実施についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 利用方法、利用者が利用希望日の2週間前までに町に申請書を提出とあ
んねけど、体調不良等のため家事や育児が困難で周りから支援を受けるこ
とができない人、こんな2週間前に、2週間後体調不良になるという想
定できないと思うんですけど、どうですか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 本事業につきましては、妊娠・出産に伴う体調不良が長く続いて家事や
育児が一時的に困難であると判断される場合に利用していただきたいと考
えております。初回の訪問時にはご家庭の事情ですとか、必要な援助の内
容について委託事業者が利用者宅を訪問して事前に打ち合わせをさせてい
ただくもの、初回のコーディネートというものが必要となりまして、こう
いった手続きの期間も含めまして2週間といたしております。

なお、2回目以降に利用される場合や、どうしても緊急に利用が必要な
場合につきましては、委託事業者とヘルパー派遣の調整がつくようでした
ら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

中川委員 急にしんどくなっても、ヘルパーの都合がつけば対応できるということ
でいいですか。

福祉子ども課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 奥村委員。

奥村委員 対象者は子育て世代包括支援センターで把握されてるということござ
いますけれども、対象者はどれぐらいと見込まれておられますでしょうか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 平成30年度に子育て世代包括支援センターにおきまして、この母子保

も課長 健コーディネーターによる支援計画が策定されておられるのは36名となっております。

委員長 小城委員。

小城委員 利用者が利用希望の2週間前までに町に申請書をつけていうのは、出向いてもらわないといけない形ですかね。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 出向いていただける場合は出向いていただきたいと考えておりますけれども、保健センターで助産師指導、訪問指導とかに行かれる際にそういった申請書類も持って行っていただく予定をしておりますので、そういった機会をご利用いただければと思っております。

委員長 中川委員。

中川委員 課税世帯の自己負担額1時間あたり600円ってあんねんけど、この600円の計算された根拠ってあんのかな。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 同じような趣旨ですすでに保健センターで「産後ケア事業」という宿泊型の事業を実施しております、こちらの自己負担額の割合が2割でございます。委託単価3,300円の2割で660円となりますので、今回自己負担額について600円とさせていただきました。

中川委員 だいたい2割で660円、安いほうが住民の方はええねけど、660円やったら四捨五入したら700円になるのかなって思ってんけど、そこは優しくしてあげたということですね。

委員長 私から1つ質問あるんですけども、業者委託ということですけども、業者さんていうのは、ヘルパーというのと、だいたいお年寄りの介護とかのところでは耳慣れて聞き慣れているところですけども、どういったところをお使いになるっていうか、対象とか、また資格のようなものについてはいかがですか。

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 委託業者には、有資格の方をヘルパーとして備えておられるということで、保健師、助産師、看護師、保育士、あと介護福祉士、またホームヘルパー2級以上といった有資格者を備えておられるヘルパー派遣をされている事業者を今予定しております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)ファミリー・サポート・センター事業の実施について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 各課報告事項(4)ファミリー・サポート・センター事業についてでございます。資料3をご覧ください。

ファミリー・サポート・センター事業の実施内容につきましては、前回12月の本委員会におきましてご報告させていただきましたとおり、令和2年4月1日から事業を開始する予定でございますが、その後の協議により決定した事項につきまして、ご報告をさせていただきます。

資料の(1)事業開始日から(5)報酬等の基準につきましては、前回報告のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

(6)その他でございますが、センターにアドバイザー及びサブリーダーを設置してまいります。アドバイザーにつきましては、国の事業実施要綱におきまして必ず設置することとされているもので、提供会員及び依頼会員の募集、登録事務、援助活動の調整などが業務の内容となり、福祉子

ども課に1名配置してまいります。また、サブリーダーにつきましては、任意設置でございますが、現在、子育てサポートクラブゆりかごの会員ネットワークを活用し、円滑に事業を実施するため、ゆりかごの会員の中から5名程度をサブリーダーとし、主に託児の依頼があった場合の提供会員の調整を行っていただきます。次に、これまで、ゆりかごの託児サービスではありませんでしたが、兄弟割引の制度を設けてまいります。兄弟、姉妹で利用される場合、2人目以降の利用料は、基準額の2分の1とし、提供会員が減収となる分につきましては、町で負担してまいります。また、保険につきましては、託児中の子ども及び提供会員双方のけが等への傷害保険及び賠償責任保険に加入してまいります。

なお、本事業につきましては、子ども・子育て支援交付金対象事業となり、補助率は国3分の1、県3分の1となります。

以上、ファミリー・サポート・センター事業の実施についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
奥村委員。

奥村委員 この報酬を払うときなんですけども、個人が来てくださった、サポートしてくださる方に直接支払うっていう形ですか。これは、例えば町から領収書みたいなもの、ただのお金の受け渡しではなく、きっちりと渡しましたよとか、そういうものが発行されるんですね。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 提供会員さんには活動報告書というのを毎回活動されたときに書いていただくようにしております。それを2枚複写にしております、その複写部分が活動報告書兼領収書としておりまして、それをお金と交換で依頼者の方にお渡しするという形を取っていきたいと考えております。

委員長 中川委員。

中川委員 この提供会員さんの1時間あたりの600円、700円ってあんなけど、時間によって。これは最低賃金を適用しないでもいいんですよ。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 提供会員さんと依頼会員さんの双方でこの金額で合意のもとですということになっておりまして、「賃金」というものではなく、ボランティアに対する「報酬」という形をとっておりますので、最低賃金については適用されません。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(5) マタニティ・子育てタクシー利用料金助成制度の充実について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 (5) マタニティ・子育てタクシー利用料金助成制度の充実についてでございます。資料4をご覧ください。

マタニティ・子育てタクシー利用料金助成制度につきましては、妊娠・出産時の母体の保護と精神的・経済的な負担の軽減を図るため、妊婦等がタクシーを利用する際のタクシー料金の一部を助成する制度で、平成30年度から開始した事業であります。

事業の対象は、妊婦又は1歳未満の保護者としており、現在、対象者が、妊婦健康診査、出産、産婦健康診査及び乳児健康診査においてタクシーを利用することを要件としておりますが、この要件を「対象者が外出の際にタクシーを利用すること」と拡大し、さらなる子育て支援の充実を図るものであります。助成額につきましては、現行と同様、タクシー利用1回につき690円を上限とし、対象者一人あたりの助成限度額は6,900円であります。

以上、マタニティ・子育てタクシー利用料金助成制度の充実についての

説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 今さらやけど、これは町の事業、国の事業。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 こちらは町単独事業となっております。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 対象者1人あたり6,900円というのは、妊娠されてから1歳未満児の2年近くの間で、6,900円ということでしょうか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 はい、そのとおりでございます。

齋藤委員 細かいですが、これはやっぱり領収書をとって町に報告して、振り込みがあつて、というふうな感じですか。

福祉子ども課長 所定の申請書の様式に領収書を添付していただいて、母子健康手帳の写しをつけていただいて申請していただくという形になります。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(6)手話の普及啓発について、理事者の報告を求めます。

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

(6) 手話の普及啓発についてでございます。資料5をご覧ください。手話につきましても、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語として位置づけられたことなどから、全国で手話言語条例制定の動きが広まり、本町におきましても、平成30年2月に、斑鳩町聴覚障害者協会から、斑鳩町議会に対し、条例制定に関する陳情が提出されておりました。本町におきましても、条例制定までのプロセスを重視し、昨年度から当事者の方々や手話と実際にかかわる方々との意見交換を行うなかで、聴覚障害者がコミュニケーションの手段として使用する手話を、言語として認識し、聴覚障害の有無にかかわらず、ともに生きる共生社会の実現をめざし、条例案の作成を進めてまいりまして、令和2年3月議会に条例案の上程を予定しております。このようなことから、今後、町民一人ひとりが、手話に対する理解を深め、ろう者が手話を日常的に使用することができる環境を整えるため、手話の普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。

まず、資料の(2)継続事業のとおり、役場、生き生きプラザ斑鳩窓口における手話通訳者の設置、病院への通院や学校行事など、日常生活において手話が必要な場面への手話通訳者の派遣、手話奉仕員養成講座の開催につきましては、今後も継続して実施をしてまいります。

次に、令和2年度新規事業といたしまして、町民のみなさんに手話に対する理解を深めていただくため、啓発物品を作成し、配布してまいります。また、災害発生時に、避難所において、手話が必要な人と、手話ができる人、それぞれがバンダナを身に付けておくことにより、避難所における円滑な意思疎通を図れることから、手話が必要な人、手話ができる人、それぞれに、災害用のバンダナを配布してまいります。

最後に、役場職員をはじめ、小学校等において手話に関する講座を開催し、手話にふれあう機会を通して、理解の促進に努めてまいります。

以上、手話の普及啓発についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(7)ふれあい交流センターいきいきの里の利用促進について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 (7)ふれあい交流センターいきいきの里の利用促進についてでございます。資料6をご覧ください。

昨年9月議会の木澤議員の一般質問におきまして、ふれあい交流センターいきいきの里利用者の減少に関するご質問に対し、今後の利用動向を注視し、原因の調査と今後の利用促進策について検討すると回答させていただいておりましたので、現在の状況と今後の対策についてご報告させていただきます。

まず、利用状況の推移でございますが、昨年度は11月25日から1月3日までの40日間、大規模修繕のため使用不可となっておりますことから、資料のとおり、昨年度との利用者数を11月末及び1月末で比較しております。利用者は11月末で1,728人の減少、1月末では318人の増加となっております。減少の要因といたしましては、昨年4月からの敬老記念品の配布方法及び種類の変更、喫茶コーナーの事業者の撤退、コミュニティバスの運行形態の変更などが考えられます。また過去5年間の推移をみましても、年々減少傾向にあることから、利用者の高齢化による自然減とともに、新たな利用者が少ないことも要因として考えられます。

このようにさまざまな要因が複合していることから、対策につきましても多方面の視点から講じる必要があると考えており、まずは、さまざまな世代に対し施設の周知を図り、今後の継続的な利用につなげていければと考え、令和2年度以降、3つの利用促進対策を実施してまいります。

まず、①として、高齢者優待共通券の枚数の拡大でございます。長寿福祉課におきまして、昨年4月から、高齢者優待共通券として、いきいきの里の入館券、すこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器の利用券、町民プールの入館券、三塔健康走ろう会参加券のいずれにも使える共通券30枚、6千円分として配布しておりますが、この共通券を50枚、1万円分に拡大してまいります。次に、②として、保健センターにおいて検診

の受診や健康に関する講座への参加、また健康づくりのための取り組み目標を設定し達成することでポイントがたまり、さまざまな賞品と交換できる「健康マイレージ」の交換賞品として追加し、5ポイントで、いきいきの里の入館券100円券2枚と交換してまいります。最後に、③として、環境対策課において、空き缶のリサイクルと、町民のリサイクル意識の向上を目的に設置しております「空き缶回収機」の交換賞品として追加し、空き缶500缶で満点となるポイントカード1枚で、いきいきの里入館券100円券5枚と交換してまいります。

なお、現在休止しております喫茶コーナーにつきましては、今後の活用につきまして、現在調整を行っているところでありますので、活用方法が決定いたしましたら、改めてご報告させていただきます。

以上、ふれあい交流センターいきいきの里の利用促進についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(8) 介護予防活動支援事業の助成について、理事者の報告を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 各課報告事項の(8) 介護予防活動支援事業の助成についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料7をご覧くださいませでしょうか。

本制度が令和2年3月31日に失効することとなるため、要綱を一部内容を改正したうえで、令和2年度から4か年延長することといたしましたので、それについて報告させていただきます。延長をすることといたしました理由につきましては、資料の上段の文2列目より記載しておりますが、引き続き介護予防活動を行う団体の育成及び支援が必要なため、補助対象経費の拡充と、より効果のある活動要件に見直し、地域の高齢者が、主体的に介護予防活動等に参加する地域社会の構築を目指すためであります。

主な変更内容といたしましては、(1) 要綱の失効について、現行、令

和2年3月31日を令和6年3月31日とし、4年間延長することといたします。また(2)活動時間やその回数について、現行「1回の活動時間が1時間30分以上、かつ、年間6回以上の介護予防活動を行っている又は行う見込みがあること」を、「1回の活動時間が1時間以上、かつ、月に1回以上、ただし、補助初年度については2か月に1回以上といたします。この月に1回以上の介護予防活動を行っている又は行う見込みがあること」とし、活動時間についてはその要件を緩和し、活動がよりしやすくなるよう改正し、回数についてはより介護予防の効果がでるように改正いたします。次に、2. 新規事項であります(1)補助初年度に限り、事業の立ち上げに要する経費、消耗品に係る経費に限りますけれども、これの10分の10の額について1万円を上限として補助金の額に加算することができるよう事項を追加し、補助金額の範囲を充実させます。また(2)対象経費に食糧費を規定し、その対象経費の内容を、介護予防活動に必要な飲食物に係る経費、こちらは上限を2万5千円といたします。このことにより、より活動しやすい環境を整えます。

これらの事業内容の改正充実等により、地域において介護予防活動を主とした団体の育成・支援に努めたいと考えております。以上、介護予防活動支援事業の助成についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 これは3年間、1団体が3年間で切れるという形になってますけども、これは、例えば4年間とか5年間とか延長はないんですか。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 1団体への継続、補助の継続期間につきましては、3年間そのまま据えおいているところでございます。

齋藤委員 やはりこれは介護予防もありますけども、地域コミュニティの活性化と

どうか、見守りもことのありますし、それから地域でコミュニティづくりという部分もありますんで、介護予防に限定しないで、やはり地域、地域の活性化するための起爆剤ではないですけども、これからやっぱり高齢者が多くなって行って、一人暮らしが多くなって行って、地域で集まるための仕組みづくりのために、その辺のところも考えていただければありがたいなというふうには思います。それからもう一点ですけども、新規事業の（２）のところ、飲食物に係る経費とありますけども、具体的に飲み物もありますけども、例えば地域で集まって、１００歳体操終わってからの打ち合わせと言うか、雑談する場面のお菓子だとか、そういうものも含まれるのか教えていただきたいんですけども。

長寿福祉課長 食糧費についてでございますけれども、こちらの食糧費の経費でこちらが考えておりますのは、基本的にはまず介護予防活動の水分補給のための飲料水があげられますが、それ以外にやはり居場所活動としての意味もございまして、そちらとしてお茶やコーヒー等、一般的範囲内、金額も少ないのでその範囲内となりますけれども、お菓子等も考えているところでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。けども、くどいんですけども３年間限度でなくて、やっぱり地域を活性化するための、まちづくりの政策も含めて検討していただければありがたいかなという要望をさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に移ります。（９）自動車誤発進防止装置設置費の助成について、理事者の報告を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 （９）自動車誤発進防止装置設置費の助成について、ご説明を申し上げます。

国のほうで令和元年12月13日に閣議決定されました補正予算案に、65歳以上の高齢者が後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の購入等をする際の補助を行う「サポカー補助金」が盛り込まれましたことから、重複して補助金を支出することを防止するため、助成対象自動車の要件に「国又は県等から同種の補助金の交付を受け、又は受ける予定がないこと。」を加えましたのでご報告いたします。

なお、現在、国において市町村事業との重複助成を防止するため検討中である旨の事務連絡をいただいているところでございます。

以上、自動車誤発進防止装置設置費の助成についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 重複、町は町でなんかするって、町の事業でしたやんか。今度、国がしてくれんねやろ、ほな町の事業は廃止にしたらええのちゃうの。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 まず、この国の事業が令和元年度の補正事業でありますので、その予算がなくなり次第終了ということになっております。もしかすると、今年度、まだ始まっておりませんが、3月初旬からの予定と聞いておりますので、3月中にその補助がなくなるかもしれません。私どもの補助要綱は昨年の10月1日から3年半をもっておりますので、それ以降また必要な方も出られるかもしれませんので、廃止ということは今のところ考えておりません。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、（１０）産前産後サポートの実施について、理事者の報告を求めます。 北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、（１０）産前産後サポートの実施について、ご説明させていただきます。資料８をご覧ください。

平成２９年１０月より子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期からの切れ目ない支援を行っているところではありますが、出産直前から出産後慣れない時期は、育児や急激な女性ホルモンの変化に伴い、身体面や情緒面が不安定になりやすい時期となります。そこで、この時期の母体の健康管理を行うと同時に、妊産婦が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等を軽減するために、専門性の高い助産師による訪問指導を実施いたします。訪問指導は、妊娠９か月頃に全妊婦に電話相談を行い、支援が必要な妊婦に対して訪問を実施いたします。また、出産後早期に再度連絡をとり、全産婦の悩み等を把握する中で、支援が必要な産婦に対して訪問を実施し、早期からの支援の充実をはかってまいります。

以上で、産前産後サポートの実施についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。中川委員。

中川委員 いま、課長の説明で理解できてんけどね、この資料の内容の中に乳房ケア、授乳に関するって入ったんねけど、具体的にこれ入ったんのは、この相談が一番多いっていうこと。

委員長 北健康対策課長。

健康対策課長 中川委員おっしゃっていただいたように、出産後っていう色々なお母さんの悩みの中で一番多いのが、やはり母乳に関する内容がかなり多くなっておりまして、その関係でお母さんが悩んだりすることが多いっていうのもありますので、入れさせていただいております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に（１１）折り畳み式ごみボックスの配布について、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 各課報告事項（１１）折り畳み式ごみボックスの配布について、ご報告をさせていただきます。

現在、ごみ集積所において、カラスや猫にごみ袋が荒らされるということから、カラス除けネットを無料でお渡しし、そのネットを２重にすることなどにより対策を講じていただいておりますが、それでも改善が難しい集積所につきましては、試験的に自治会に１個、折り畳み式ごみボックスを配布しているところでございます。また、試験的に配布をしておりますことから、２個以上必要とされる場合や破損された場合などは、自治会のほうで現在、対応をしていただいているところでございます。しかしながら、自治会によっては２００世帯を超える自治会もあり、自治会に１個のみ配布というのは不公平感もあり、折り畳み式ボックスも１個２万円前後と、自治会の負担となっているところでございます。このようなことから、令和２年度より、自治会の規模や現在までの配布実績、また、更新配布期間など、一定の基準を設けまして、折り畳み式ごみボックスの配布を行うことにより、地域のごみ集積所の環境改善を図ってまいりたいと考えております。以上、折り畳み式ごみボックスの配布についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、（１２）訪問販売お断りシールの配布について、理事者の報告を求めます。 関口住民課長。

住民課長 それでは、各課報告事項（12）訪問販売お断りシールの配布についてご報告させていただきます。資料9をご覧くださいませでしょうか。

多発する訪問販売による消費者トラブルのより一層の未然防止を目的といたしまして、訪問販売お断りシールを作成し、配布いたします。

この訪問販売お断りシールは、玄関のインターホン付近や門等に貼ることによって「訪問販売お断り」という意思表示となりまして、貼付しているにもかかわらず、訪問販売を行った場合には奈良県消費生活条例違反となり、不当な取引行為としてみなされ、県による行政指導や是正勧告等が可能となるものでございます。配布先につきましては、町内全戸に配布することといたします。また配布方法につきましては、町広報紙へのはさみ込みによって行います。さらに、転入者につきましては、転入時に配布してまいりたいというふうと考えております。配布時期につきましては、令和2年5月を予定しております。以上、訪問販売お断りシールの配布についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 これも町の単独事業。

委員長 関口住民課長。

住民課長 町の単独事業でございます。

中川委員 ちなみに、こういう配布、このシールの配布、この辺の近隣の市町村でやってんの。

住民課長 生駒市とかでやってるということで聞いております。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員　　こういう苦情みたいなのが、結構、町にも入ってくるんでしょうか。

委員長　　関口住民課長。

住民課長　　消費生活相談員のほうに色々そういうような苦情というか相談とかいうのは、あるにはあります。このシールを貼っていただくことによって、説明させてもらった訪問販売お断りという意思表示をしていることになりますので、これを貼ることによっての抑止効果というのは出ているというようにも聞いております。

委員長　　小城委員。

小城委員　　すみません、この資料の中の「訪問販売お断りシール」を作成し、で、この次が、この「販売訪問お断りシール」となってるんですけど、どちらですか。訪問販売、販売訪問。

委員長　　関口住民課長。

住民課長　　すみません。「訪問販売お断りシール」でございます。申し訳ございません。

小城委員　　資料が間違ってるということ。

住民課長　　はい、その通りでございます、申し訳ございません。

委員長　　どうですか、よろしいですか。

(な し)

委員長　　他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

福祉子ども課より1点報告がございます。

先般、12月10日に開催されました本委員会におきまして、小城議員のほうから、社会福祉協議会の前副会長である清水氏がいつから副会長をされているかとのご質問に対し、資料を持ち合わせておらず、後日回答させていただくとしておりました件につきまして、ご回答させていただきます。

令和元年6月14日に、社会福祉協議会の理事会が開催され、同日付で、副会長に就任されております。以上でございます。

委員長

他にございますか。北健康対策課長。

健康対策課長

それでは、新型コロナウイルス感染症について、ご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が毎日のように報道されている中、先月28日に奈良県在住の60歳代男性のバスの運転手が、新型コロナウイルスに国内で人から人に感染した初めての事例として報告があったところです。

このことより、奈良県では1月28日に県知事を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、翌日の29日には本部会議が開催されたところです。これをうけ、本町におきましても1月29日に庁内対策会議を開催し各部局との情報共有を行い、町民に過剰に心配することなく、咳エチケットや手洗い等、季節性のインフルエンザなどと同様の感染予防を働きかけるなど、町の対策について協議したところです。現在、新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口が各保健所や県庁に設置され、また帰国者・接触者相談センターについても県庁内に設置されており、そういった情報を、随時、町のホームページにおいて周知しているところです。また、2月号のお知らせ版での周知や公共施設等においてポスターの掲示や消毒液の配置を行い、感染予防に努めているところです。さらに、奈良県は2月8日に、先月28日に新型コロナウイルス感染症が判明し、入院されていた県内在住のバスの運転手について、症状が全快し退院して

いるとの公表をされたところですが。また、同バス運転手と濃厚接触があったとされた22人のうち、県内在住の17人についても、健康観察期間が終了し、奈良県内での新たな患者発生もなく、県内での感染拡大はみられなかったとのこと。県外在住の5人に関しては、バス添乗員2人の感染が確定していますが、残り3人については発症者もなく、各自治体での健康観察が終わったとのこと。しかしながら、クルーズ船での感染など、国内においても緊迫した状況が続いておりますので、引き続き、国や県の情報を注視しながら、感染予防に努めてまいりたいと考えております。

以上で、新型コロナウイルス感染症についてのご報告とさせていただきます。

委員長 他にありますか。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 国保医療課から業務システム障害の対応について、ご報告申しあげます。昨年12月の委員会におきましてご報告申しあげました、本町が利用しております後期高齢者医療システムにおいて発生しました障害につきましての対応の結果でございます。現在、すでに障害は解消しておりまして、正常に稼働しなかった期間は、12月4日から13日までの10日間でございます。障害の原因といたしましては、当システムを提供します日本電子計算株式会社のデータセンター内の機器が故障したことによるものでございましたが、本町の記録データの欠損はなく、行政サービスの提供において大きな支障も出ていないところでございます。

今後、このような事象が発生しないよう、提供業者とともに、未然防止対策をすすめてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。以上でございます。

委員長 他にありますか。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 続きまして、国保医療課でございますが、公用車使用中の事故についてご報告を申しあげます。

令和元年12月27日、金曜日の午前11時10分ごろでございますが、

当課の職員が、口座振替業務で利用しておりました王寺町リーベル王寺の立体駐車場で、公用車から降車する際に突風にあおられて、隣に駐車されておりました車両にドアが接触し、損傷をさせました。これにつきましては、当方に全て過失があることから、相手方のドアの修理をするということで、令和2年1月29日に示談が成立したところでございます。

それにつきまして専決処分をさせていただきましたことをご報告させていただきます。なお、この件につきましては、3月定例会におきまして、損害賠償の額の決定及びこれにかかります一般会計の補正予算を議案として報告させていただく予定でございます。今後、こうした事故が発生しないよう、細心の注意を払い、安全運転に心掛けるよう指導したところでもございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 他にございますか。 東浦環境対策課長。

環境対策 環境対策課から職員間の暴行事件について報告をさせていただきます。

課長 1月24日（金）午後3時40分ごろ、斑鳩町衛生処理場事務所におきまして、衛生処理場班長から環境対策課係長に対して暴行事件がございました。本事案につきましては、翌日の1月25日（土）午前中に、事業で出勤をしておりました課長補佐へ事実報告があり、課長補佐から上司への報告がなされるとともに、同日の午後に西和警察署に被害申告届を行ったところであります。経緯といたしましては、業務での協議を行うため衛生処理場事務所へ赴いた係長に対し、班長が係長の右肩を強打、暴行したものでございます。また、その際、同事務所にいた3名の清掃職員が止めに入り、その場はおさまったところであります。なお、係長については、怪我はないとの報告を受けております。

以上、職員間の暴行事件についてのご報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、3. その他についてを議題といたします。

まず、私から、前回12月10日の当委員会で、小城委員から理事者に対し「社会福祉協議会の前・副会長の勤務実態の資料について提出された」との発言があり、私のほうで時間をいただいて調査するということが終わっておりました。このことについて、調査しましたところ、町が、社会福祉協議会の職員の勤務実態について資料を保有しているのであれば、社会福祉協議会の了解をとったうえで、議会に報告することができる。その資料を持ち合わせていない場合、別団体ではあるが、社会福祉協議会が町の補助金をもって運営していることから、議員は町に対し、社会福祉協議会に資料を出すように求めるべきであると発言できる。ただし、資料を出すか否かについては、社会福祉協議会の判断となる、という結果でございましたので、報告いたします。

この件について、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時22分 閉会)